

静岡県立農林環境専門職大学等企画・広報委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下「専門職大学」という。）が行う公開講座及び開学記念行事などの企画の実施、並びに、専門職大学に関する情報を学内外に提供し、広く本学に対する理解と支援の拡大を図るとともに、広報広聴活動を通じて本学に対する社会からの信頼の維持向上を図るために設置する、静岡県立農林環境専門職大学等企画・広報委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 公開講座の企画及び運営に関すること。
- (2) 開学記念行事の企画及び運営に関すること。
- (3) 全学の広報広聴及び情報開示の総括に関すること。
- (4) 全学的な広報及び広聴の企画立案・推進に関すること。
- (5) 専門職大学案内、専門職大ホームページ、学内ニュースその他全学的な広報媒体の活用に関すること。
- (6) 専門職大学説明会、オープンキャンパス等に関すること。
- (7) 前4号に掲げるもののほか、広報についての学長からの諮問に関すること。
- (8) その他委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 選定評議員のうちから評議会が選定する者1人
- (2) 生産環境経営学部の教員のうちから評議会が選定する者4人
- (3) 短期大学部の教員のうちから評議会が選定する者4人
- (4) 総務企画課長
- (5) 教務課長
- (6) 事務局長が指名する事務局職員
- (7) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第4条 前条第2号、第4号、第7号及び第8号の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(評議会への報告)

第8条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに評議会に提出しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局で行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。